

浜田市議会陳情書取扱基準

(令和4年9月29日議会運営委員会決定)

議長は、陳情のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
 - (2) 違法な又は明らかに公序良俗（※）に反する行為を求めるもの
 - (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗（※）に反する用語を含むもの
 - (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの
- ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
 - (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
 - (7) 市の職員に対する懲戒、分限等、個別の処分を求めるもの
 - (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
 - (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの
 - (10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの

※公序良俗：公共の秩序を守る常識的な考えのこと